

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要 (介護保険事業を行う法人全体のご説明)

事業所の名称	医療法人社団睦会いけだ病院通所リハビリテーション
主たる事務所の所在地	千葉県船橋市前原東1丁目6番4号
代表者名	松岡 かおり
電話番号	047-472-7171

〔法人施設・事業〕

介護保険事業	いけだ訪問看護ステーション
医療保険事業	医療法人社団睦会いけだ病院
その他事業	

2. 事業所の概要 (医療法人社団睦会いけだ病院事業所についてのご説明)

事業所の名称	医療法人社団睦会いけだ病院通所リハビリテーション
指定番号	1212810265
所在地	千葉県船橋市前原東1丁目6番4号
電話番号	047-472-7171 047-472-5477 (リハビリ室直通)
建物及び居室	専用スペース (73.9㎡)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は20名と定めています。

5. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職 種	人 員
医師	2名
理学療法士	1名
作業療法士	1名
事務員	2名

6. 営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土	休業日	日・祝日・年末年始
営業時間	8時30分～17時30分		

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

8. 利用料：総単位数×地域単位×1割（または2割・3割）＝自己負担額 【地域単価は1単位＝10,66円（4級地）】

①要支援1・2の場合の介護保険該当利用料 / 1月につき

介護度	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割)	利用料金(3割)
要支援1	2268単位	約 2,418円	約 4,836円	約 7,254円
要支援2	4228単位	約 4,507円	約 9,014円	約 13,521円

①-2：要介護1～5の場合の介護保険該当利用料 / 1日につき

介護度	1時間 ～ 2時間 コース			
	単位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	369単位	約 393円	約 786円	約 1,179円
2	398単位	約 424円	約 848円	約 1,272円
3	429単位	約 457円	約 914円	約 1,371円
4	458単位	約 488円	約 976円	約 1,464円
5	491単位	約 523円	約 1,046円	約 1,569円

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
理学療法士等 体制強化加算	30単位	約32円 (1日につき)	約64円 (1日につき)	約95円 (1日につき)
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	6単位	約7円 (1回につき)	約13円 (1回につき)	約19円 (1回につき)
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅰ) ※対象の方のみ	240単位	約254円 (1日につき)	約507円 (1日につき)	約760円 (1日につき)
送迎減算 (事業所が送迎を行わない 場合、片道につき)	△47単位	約-48円	約-98円	約-145円
介護予防リハビリの長期利用の適正化	※利用開始月から12ヶ月超の利用の場合、 <u>1ヶ月あたり以下の単位数を減算</u> します。 要支援1 120単位 要支援2 240単位			

※提供サービスの介護保険の適用を受けてない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

- ② 通常のサービス実施地域
- ③ その他（保険外利用分）レクリエーション材料費、行事費はお知らせした上で別途いただくことがあります。

9. (介護予防) 通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、ご希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。

- ⑥ 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、理学療法士、作業療法士等が話し合いリハビリテーション実施計画書を作成します。
- ⑦ このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事務所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際には、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - (1)防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - (2)利用者を含めた総合避難訓練……定期的を実施
 - (3)非常災害用設備の使用方法の徹底・随時
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. 事故発生時の対応

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設（連携）医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また、必要に応じ、その他医療機関への受診を行う場合もあります。事故についての検証は『事故発生の防止のための検討委員会』が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者は法人規定に準ずる。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑦ 介護相談員を受入れます。
- ⑧ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 感染予防、衛生管理について

- ①（介護予防）通所リハビリテーション事業所に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②（介護予防）通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. ハラスメント対策の強化について

第4条 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

17. 施設利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・禁煙について、全館禁煙とします。
- ・火気の取り扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

18. 苦情窓口

・苦情窓口	電話番号：047-472-7171
・苦情対応窓口	FAX 番号：047-476-1588
	担当者：事務長 池田 嘉人
	リハビリテーション科主任 高橋 健太
	対応時間：8時30分～17時30分

上記以外に、保険者である市町村の相談・苦情窓口や、千葉県国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

相談窓口	利用時間	電話番号
船橋市役所 福祉サービス部介護保険課	月～金 9時～17時	047-436-2302
千葉県庁 健康福祉部健康指導課	月～金 9時～17時	047-233-2456
千葉県国民健康保険団体連 合会 介護保険課苦情処理係	月～金 9時～正午 午後1時～午後5時	043-254-7428 (苦情相談専用)

18. 協力医療機関

利用者の主治医に連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	松岡かおり
	所属医療機関名	医療法人社団睦会 いけだ病院
	所在地	千葉県船橋市前原東1丁目6番地4号
	電話番号	047-472-7171
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

この重要事項説明書は、説明と同意のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします。（なお、署名押印は契約書に一括して行います。）